

# 京都府公報

号外 第26号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	ページ	規 則	
○道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例 (道路計画課)	3	○京都府府営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課)	8
○公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例 (住宅課)	7	○道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例施行規則 (道路計画課)	11

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例（京都府条例第44号）（道路計画課）

#### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等による道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正等に伴い、府が管理する府道を新設し、又は改築する場合における府道の構造の一般的技術的基準を定めるため、条例を制定するものである。

#### 2 制定の内容

(1) この条例は、道路法第30条第3項の規定により、府道を新設し、又は改築する場合における府が管理する府道の構造の一般的技術的基準を定めることとした。（第1条関係）

(2) 府道の構造について、次に掲げる事項に関し、一般的技術的基準を定めることとした。（第2条～第44条関係）

ア 幅員

イ 線形

ウ 視距

エ 勾配

オ 路面

カ 排水施設

キ 交差又は接続

ク 待避所

ケ 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設

#### 3 施行期日

平成24年7月27日

### ◇公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例（京都府条例第45号）（住宅課）

#### 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正等に伴い、府が設置する公営住宅（以下「府営住宅」という。）及び共同施設（以下「府営住宅等」という。）の整備の基準を定めるため、条例を制定するものである。

#### 2 制定の内容

(1) この条例は、公営住宅法第5条第1項及び第2項の規定により、府営住宅等の整備の基準を定めることとした。（第1条関係）

- (2) 府営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備することとした。(第2条関係)
- (3) 府営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備することとした。(第3条関係)
- (4) 府営住宅等は、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に配慮して整備することとした。(第4条関係)
- (5) 府営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化等に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮することとした。(第5条関係)
- (6) 府営住宅等の敷地の基準を定めることとした。(第6条、第7条関係)
- (7) 府営住宅の住棟等、住宅、住戸等の基準を定めることとした。(第8条～第14条関係)
- (8) 共同施設の基準を定めることとした。(第15条～第21条関係)

### 3 施行期日

平成24年 7月27日

## ◇京都府府営住宅条例の一部を改正する条例（京都府条例第46号）（住宅課）

### 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正等に伴い、府営住宅等の入居者資格について必要な事項を定めるほか、用途を廃止した特定公共賃貸府営住宅を準公営住宅として府営住宅に位置付ける等のため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 府営住宅等の入居者資格に関する事項

ア 府営住宅の入居者資格について、当面の間の措置として定めた同居親族があること等の条件を今後も引き続き適用される条件として本則に定めるとともに、特に居住の安定を図る必要がある高齢者等については、引き続きこの条件を適用しないこととした。(第1条（第7条、附則第8項及び第9項）関係)

イ 特に居住の安定を図る必要がある場合として、ウの(ア)に掲げる金額が入居者の収入基準として適用される場合の範囲を条例で定めるとされたことに伴い、従来の適用範囲を引き続き条例で定めるとともに、平成25年度から、入居者が一定の子育て世帯又は新婚世帯に該当する場合をこの範囲に加えることとした。(第1条（第7条）、第2条（第7条）関係)

ウ 入居者の収入基準となる金額を次のとおり定めることとした。(第1条（第7条）関係)

(ア) 特に居住の安定を図る必要がある場合としてイの条例で定める場合 214,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 158,000円

エ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の制定に伴い、同法の適用を受ける被災者に係る府営住宅の入居者資格の特例を定めることとした。(第1条（第7条）関係)

オ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴い、これらの法に基づく代替住宅が公営住宅又は特定公共賃貸府営住宅である場合の入居者資格を定めることとした。(第1条（第7条）関係)

カ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）の一部改正、条項ずれ等に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第1条（第7条、第9条、第9条の2、第24条、第43条の2、第44条の7、第44条の8、第46条）関係)

#### (2) 準公営住宅に関する事項

ア 特定公共賃貸府営住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じる住宅及びその附帯施設として低額所得者に賃貸するためのものを準公営住宅として府営住宅の定義に含めることとした。(第1条（第2条）関係)

イ 準公営住宅の設置に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第1条（第6条、第16条～第18条、第26条、第41条、第44条の7、第44条の8、第45条～第48条）関係)

#### (3) 府営住宅等の団地の位置に関する事項

府営住宅等の団地の位置について、所要の規定整備を行うこととした。(第1条（別表第1）関係)

### 3 施行期日

平成24年 9月1日。ただし、2の(1)のイの一部については平成25年 4月1日、2の(3)については平成24年 7月27日

## 条 例

道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年 7月27日

京都府知事 山 田 啓 二

### 京都府条例第44号

#### 道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項の規定により、府が管理する府道(以下「府道」という。)を新設し、又は改築する場合における府道の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「令」という。)で使用する用語の例によるもののほか、次項に定めるところによる。

2 この条例において「有効幅員」とは、歩道及び自転車歩行者道の幅員から、横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)、縁石又は路上施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。(車線等)

第3条 車道(副道、停車帯その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 車線の数及び車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員の基準は、規則で定める。

(車線の分離等)

第4条 第1種又は第2種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員の基準は、規則で定める。

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員の基準は、規則で定める。

(路肩)

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 道路に自転車道を設けない場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の通行に配慮して定めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、路肩の幅員の基準は、規則で定める。

4 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、第1項の規定にかかわらず、車道に接続する路肩を設けないことができる。

5 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員の基準は、規則で定める。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ

の限りでない。

3 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、自転車道の幅員の基準は、規則で定める。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、その有効幅員が歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上となるように定めるものとする。

3 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、その有効幅員が歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上となるように定めるものとする。ただし、歩行者の交通量が特に少ない区間において、柵の設置等歩行者の安全のために必要な措置を講じる場合においては、この限りでない。

4 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第12条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるも

のとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員の基準は、規則で定める。

3 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路の設計速度の基準は、規則で定める。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)の基準は、規則で定める。

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあっては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすり付けをするものとする。

3 緩和区間の長さの基準は、規則で定める。

(視距等)

第20条 視距の基準は、規則で定める。

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第21条 車道の縦断勾配の基準は、規則で定める。

(登坂車線)

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員の基準は、規則で定める。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径及び長さの基準は、規則で定める。

(舗装)

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等（自転車道又は自転車歩行者道という。以下同じ。）及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして令第23条第2項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、規則で定める値を標準として横断勾配を付するものとする。

2 歩道又は自転車道等には、規則で定める値を標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第26条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。）の基準は、規則で定める。

(排水施設)

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合における当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員の基準は、規則で定める。

4 屈折車線及び変速車線の幅員の基準は、規則で定める。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすり付けをするものとする。

(立体交差)

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合におけるその交差する道路の構造の基準は、規則で定める。

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、規則で定めるところにより、待避所を設けるものとする。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便

に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で令第32条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第36条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で令第33条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準じる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条まで(第6条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該府道を当該市町村道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第3項及び第6項、第7条第1項、第10条第1項及び第2項、第13条第1項、第14条、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第28条第3項、第31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該府道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の

区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第13条第2項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第3項、第7条、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第13条第2項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第3項並びに第43条第2項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第42条 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、規則で定める値以上の幅員の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員の基準は、規則で定める。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで(自転車歩行者専用道路にあっては、第11条を除く。)及び前条第1項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第43条 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、歩行者専用道路の幅員の基準は、規則で定める。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第40条まで及び第41条第1項の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。



公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年 7月27日  
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第45号

公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 敷地の基準（第6条・第7条）
- 第3章 府営住宅等の基準
  - 第1節 府営住宅の基準（第8条－第14条）
  - 第2節 共同施設の基準（第15条－第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定により、府が設置する公営住宅（以下「府営住宅」という。）及び共同施設（以下「府営住宅等」という。）の整備の基準を定めるものとする。

（健全な地域社会の形成）

第2条 府営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第3条 府営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

（温室効果ガスの排出の抑制等）

第4条 府営住宅等は、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に配慮して整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）

第5条 府営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

第2章 敷地の基準

（位置の選定）

第6条 府営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の

位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他の入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

（敷地の安全等）

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

第3章 府営住宅等の基準

第1節 府営住宅の基準

（住棟等の基準）

第8条 住棟その他の建築物（以下「住棟等」という。）は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

2 住棟等は、気候、景観等地域の特性に配慮して整備するものとする。

3 住棟等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の用に供する施設と一体的に整備される場合においては、入居者の良好な居住環境並びに当該施設の利用者の利便及び安全に配慮して整備するものとする。

（住棟の基準）

第9条 住棟は、その地域の住宅事情に応じて、間取り及び規模が異なる住戸を組み合わせ、多様な世帯が入居することができるよう配慮して整備するものとする。

（住宅の基準）

第10条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。

（住戸の基準）

第11条 府営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用す

るため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 府営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 府営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。

(住戸内の各部)

第12条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。

(共用部分)

第13条 府営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

(附帯施設)

第14条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

第2節 共同施設の基準

(児童遊園)

第15条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第16条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第17条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

(通路)

第18条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

(駐車場)

第19条 駐車場の整備に当たっては、敷地内の住戸数、敷地の位置、規模及び形状、住棟の配置等を踏まえ、入居者の利便及び安全が確保されるよう配慮するものとする。

(交流の促進への配慮)

第20条 児童遊園、集会所並びに広場及び緑地の整備に

当たっては、入居者相互間及び入居者とその周辺の地域の住民との間の交流が促進されるよう配慮するものとする。

(緊急時の使用への配慮)

第21条 集会所及び広場の整備に当たっては、災害等の緊急時における使用に配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第46号

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「府営住宅建替事業等」を「公営住宅建替事業等」に改める。

第2条第1号中「設置し、住民に賃貸し、又は転貸するための」を「設置する」に、「公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定に基づく国の補助に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）

イ 特定公共賃貸府営住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じる住宅及びその附帯施設として低額所得者に賃貸するためのもの（以下「準公営住宅」という。）

第2条第2号中「。以下「特優賃法」という。」を削り、同条第3号中「法及び特優賃法の規定に基づく国の補助に係る住宅及びその附帯施設」を「府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅」に改める。

第6条第1項第3号中「法第2条第2号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）」を「公営住宅」に改め、同項第6号中「が現に」の右に「準公営住宅に入居している場合にあつては準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅及び特別賃貸府営住宅に、」を加え、同項第7号中「府営住宅の入居者が相互に入れ替わること、」を「公営住宅の入居者が相互に入れ替わること、準公営住宅の入居者が相互に入れ替わること、」に改め、同条第2項中「を府営住宅」を「を公営住宅」に



改め、同条第3項中「特別賃貸府営住宅」を「準公営住宅又は特別賃貸府営住宅」に改める。

第7条第1項中「令第6条第1項に規定する者にあつては規則で定める府営住宅に入居する場合に限り法第23条第2号及び第3号並びに第24条第2項、」を削り、「第21条」を「第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条」に、「法第23条第3号」を「法第23条第2号」に、「規定する条件」を「掲げる条件」に、「次の各号（）」を「次に掲げる条件（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者で規則で定める住宅に入居するもの（以下この条において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第4号までに掲げる条件、）」に、「第2号及び第3号）の条件」を「第3号及び第4号に掲げる条件）」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を「同居親族」に改め、同項中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者その他婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「同居親族」という。）があること。

第7条第2項を次のように改める。

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者がある場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 法第24条第2項に規定する公営住宅の入居者である場合（同項の災害発生の日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合を除く。）

第7条第4項中「及び前項第1号に規定する条件」を「に掲げる条件（高齢者等にあつては同項第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては同項第3号及び第4号に掲げる条件）」に、「次の条件」を「次に掲げる条件（被災居住者等にあつては、第2号に掲げる条件）」に改め、同項第2号中「明らかな」を「明らかである」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第2号及び第3号に規定する条件」を「第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件（前条第1項第1号から第5号までに掲げる事由がある入居者及び同居親族がない入居者の居住の用に供する規則で定める特定公共賃貸府営住宅の入居者にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件）」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書及び第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を

第2号とし、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第23条第1号イ及びロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第23条第1号イに掲げる場合 214,000円
- (2) 法第23条第1号ロに掲げる場合 158,000円

第7条に次の2項を加える。

6 密集市街地整備法第20条第1項第2号イ及び第21条第1項第2号イ並びにマンション建替え円滑化法第118条第1項第2号イ及び第119条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、密集市街地整備法第19条又はマンション建替え円滑化法第117条の規定による申出（次項において「申出」という。）に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 公営住宅 214,000円
- (2) 特定公共賃貸府営住宅 487,000円

7 密集市街地整備法第20条第1項第2号ロ及び第21条第1項第2号ロ並びにマンション建替え円滑化法第118条第1項第2号ロ及び第119条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件は、申出に係る次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める条件を入居者が具備することとする。

- (1) 公営住宅 第1項各号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第2号から第4号までに掲げる条件）を具備し、かつ、第2項各号のいずれかに該当すること。
- (2) 特定公共賃貸府営住宅 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる条件を具備すること。

第8条中「第23条各号」の右に「及び前条第1項第1号」を加える。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第6号中「ほか」を「ほか、」に、「明らかな」を「明らかである」に改め、同条第4項中「老人」を「高齢者」に改める。

第9条の2第3項中「老人」を「高齢者」に、「入居者を」を「入居者として」に改める。

第16条第2項を次のように改める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

- (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、府営住宅にあつては第7条第3項に規定する金額を、特別賃貸府営住宅にあつては同条第5項第1号の規定により規則で定める基準の上限の額を超える場合
- (2) 当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合
- (3) 当該入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

第16条に次の1項を加える。

3 知事は、入居者が病にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した

親族以外の者を同居させることが必要であると認める場合（前項第3号に該当する場合及び当該入居者が第41条第1項第6号に該当する場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

第17条第1項中「した者」の右に「(以下「継続居住申出者」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の決定をしないものとする。

- (1) 当該継続居住申出者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該継続居住申出者が当該入居者の入居時から引き続き同居している同居親族である場合を除く。）
- (2) 当該継続居住申出者に係る当該決定の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合（前項の申出に係る住宅が府営住宅である場合に限る。）
- (3) 当該入居者が第41条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であつた場合
- (4) 当該継続居住申出者又は現に同居している者が暴力団員である場合

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、継続居住申出者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該継続居住申出者を居住させることが必要であると認める場合（前項第4号に該当する場合及び当該入居者が第41条第1項第6号に該当する者であつた場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による決定をすることができる。

第18条第1項中「方法（）」の右に「準公営住宅及び」を加え、同項ただし書中「額は」を「額は、」に改め、同条第3項中「方法（）」の右に「準公営住宅及び」を加える。

第24条中「第7条第4項第1号」を「第7条第5項第1号」に改める。

第26条第2項中「(以下「府営住宅建替事業」という。)」を削り、「府営住宅に」を「公営住宅に」に、「府営住宅建替事業に」を「公営住宅建替事業に」に改める。

第41条第1項第7号中「府営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第5項中「家賃。」を「家賃」に、「同項」を「、第1項」に改める。

第43条の2第1項中「第3号」を「第4号」に、「、第17条第2項及び」を「(第2号(第41条第1項第6号に関する部分に限る。))及び第3号に関する部分に限る。))及び第3項、第17条第2項(第3号(第41条第1項第6号に関する部分に限る。))及び第4号に関する部分に限る。))及び第3項並びに」に改める。

第44条の7第1項中「府営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第2項中「が府営住宅」を「が公営住宅」に改め、同項第3号中「第7条第1項第2号の規定に

より」を「第7条第1項第3号に規定する」に改め、同項第13号中「第17条第3項若しくは第5項」を「第17条第4項若しくは第6項」に改め、同項第32号中「府営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第3項中「府営住宅又は」を「公営住宅又は」に、「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に、「第16条第1項及び第2項」を「第16条第1項から第3項まで」に、「第5項」を「第6項」に改める。

第44条の8の見出し中「特定公共賃貸府営住宅等」を「準公営住宅等」に改め、同条第1項中「、特定公共賃貸府営住宅」を「準公営住宅、特定公共賃貸府営住宅」に、「特定公共賃貸府営住宅等」を「準公営住宅等」に改め、同条第2項中「行わせる特定公共賃貸府営住宅等」を「行わせる準公営住宅等」に改め、同項第1号中「特定公共賃貸府営住宅等」を「準公営住宅等」に改め、同項第4号中「第7条第1項第2号の規定による」を「第7条第1項第3号に規定する」に改め、同項第14号中「第17条第3項若しくは第5項」を「第17条第4項若しくは第6項」に改め、同項第25号及び第26号中「特定公共賃貸府営住宅等」を「準公営住宅等」に改め、同条第4項中「特定公共賃貸府営住宅等」を「準公営住宅等」に、「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に、「第16条第1項及び第2項」を「第16条第1項から第3項まで」に、「第5項」を「第6項」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 公営住宅建替事業等

第45条の見出し中「府営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に改め、同条第1項中「府営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「府営住宅を」を「公営住宅を」に、「府営住宅の」を「公営住宅の」に改め、同条第2項中「府営住宅」を「公営住宅」に改める。

第46条の見出し中「府営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第1項中「府営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に、「府営住宅の」を「公営住宅の」に、「府営住宅に」を「公営住宅に」に改め、同条第2項中「府営住宅」を「公営住宅」に、「同項第2号の」を「同項第3号及び第4号に掲げる」に改める。

第47条の見出し中「府営住宅建替事業」を「公営住宅建替事業」に改め、同条中「府営住宅」を「公営住宅」に改める。

第48条中「定めるところ」を「規定する方法(準公営住宅に入居させる場合にあつては、同条に規定する方法に準じる方法)」に改める。

附則第8項及び第9項を削る。

別表第1嵯峨天竜寺団地の項中「京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町」を「京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町」に改め、同表泉源寺団地の項中「舞鶴市字愛宕中町」を「舞鶴市愛宕中町」に改め、同表市場団地の項中「舞鶴市字愛宕浜町」を「舞鶴市愛宕浜町」に改め、同表行永団地の項中「舞鶴市字行永東町」を「舞鶴市行永東町」に改める。

第2条 京都府府営住宅条例の一部を次のように改正す

る。

第7条第1項第1号中「ある者」の右に「(次項第3号において「婚姻の予約者等」という。)」を加える。

第7条第2項第3号を次のように改める。

(3) 入居者及びその配偶者若しくは婚姻の予約者等(婚姻の予約者にあつては、第5条第1項又は第11条第1項の公募の際に指定された日までに婚姻をする場合に限る。以下「入居者等」という。)のいずれもが第4条第1項に規定する入居の申込みの日現在で40歳未満であり、かつ、当該入居者等が婚姻した日から起算して1年を経過する日(その日が第5条第1項又は第11条第1項の公募の期間中である場合は、当該期間の末日)までに第4条第1項に規定する入居の申込みをし、当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居する場合又は当該場合に該当して入居した場合であつて当該入居者等を含む者で構成する世帯で府営住宅に入居しているとき(当該入居の日から起算して10年を超えて入居している場合を除く。))

第7条第2項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 同居者に12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
- (5) 同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合

附 則

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中別表第1の改正規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 平成25年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の京都府府営住宅条例第7条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1号に掲げる府営住宅の入居者が平成18年4月1日前に50歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に50歳以上の者である場合は、同項第2号に該当するものとみなす。

**規 則**

道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年 7月27日  
京都府知事 山 田 啓 二

京都府規則第37号

道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例(平成24年京都府条例第44号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。(車線の数等の基準)

第2条 計画交通量が、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあつては同表の中欄に掲げる地形の状況に応じ、同表の右欄に掲げる設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

道路の区分		地形の状況	設計基準交通量(単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
第3種	第2級	平地部	13,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	9,000
		山地部	8,000
第4種	第4級	平地部	8,000
	第1級	山地部	6,000
		—	—
第2級	—	—	10,000
	第3級	—	9,000

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の右欄に掲げる設計基準交通量の値に0.8を乗じて得た値を設計基準交通量とする。

2 前項に規定する道路以外の道路(第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあつては同表の中欄に掲げる地形の状況に応じ、同表の右欄に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道路の区分		地形の状況	1車線当たりの設計基準交通量(単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第4級	平地部	11,000
	—	—	8,000
第3種	第1級	—	18,000
	第2級	—	17,000
		平地部	9,000
	第3級	山地部	7,000
		平地部	8,000
第4種	第4級	山地部	6,000
	第1級	—	5,000
		—	—
第2級	—	—	10,000
	第3級	—	10,000

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の右欄に掲げる1車線当たりの設計基準交通量の値に0.6を乗じて得た値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

3 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては交通の状況により必要がある場合においては当該右欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値と、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては当該右欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

道路の区分		車線の幅員（単位メートル）	
第1種	第2級	3.5	
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
小型道路		3	
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級	2.75	
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

4 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は条例第33条の規定により車道に狭窄部きやくぶを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（中央帯等の幅員の基準）

第3条 中央帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯の幅員（単位メートル）	ただし書の規定を適用する場合の中央帯の幅員（単位メートル）
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	—
	第2級		
	第3級		

2 条例第4条第5項の側帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値とする。ただし、前項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		条例第4条第5項の側帯の幅員（単位メートル）	ただし書の規定を適用する場合の条例第4条第5項の側帯の幅員（単位メートル）
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	—
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	—
	第2級		
	第3級		

（副道の幅員の基準）

第4条 副道の幅員は、4メートルを標準とする。

（路肩等の幅員の基準）

第5条 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)	ただし書の規定を適用する場合の車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	—
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	—
第2種		普通道路	1.25	—
		小型道路	1	—
第3種	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	—
	第5級		0.5	—
第4種			0.5	—

2 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)	ただし書の規定を適用する場合の車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)
第1種	第2級及び第3級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	—
	第4級	普通道路	2.5	2
		小型道路	1.25	—

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の区分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第3種			0.5
第4種			0.5

4 前3項の規定にかかわらず、普通道路のトンネルの

車道に接続する路肩 (第2項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩 (第2項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種 (第5級を除く。)の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。

5 副道に接続する路肩については、第1項の表第3種の項中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第1項ただし書の規定は、適用しない。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、前各項に定める幅員を縮小することができる。

7 条例第6条第5項の側帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、普通道路にあつては同表の中欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		条例第6条第5項の側帯の幅員 (単位メートル)	ただし書の規定を適用する場合の条例第6条第5項の側帯の幅員 (単位メートル)
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	—
	第2級		

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第1項の表の中欄若しくは右欄又は第3項の表の右欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用する。

(停車帯の幅員の基準)

第6条 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道の幅員の基準)

第7条 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(植樹帯の幅員の基準)

第8条 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とする。

2 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、

前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とする。

- (1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
- (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間  
(設計速度の基準)

第9条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	ただし書の規定を適用する場合の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
第4種	第5級	40、30又は20	—
	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	—

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（曲線半径の基準）

第10条 車道の曲線部の曲線半径は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	ただし書の規定を適用する場合の曲線半径（単位 メートル）
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

（曲線部の片勾配の基準）

第11条 条例第17条の規則で定める値は、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び第1種、第2種及び第3種の道路にあっては同表の中欄に掲げる道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、同表の右欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものについては、6パーセント）以下で適切な値とする。

道路の区分	道路の存する地域		最大片勾配（単位 パーセント）
第1種、第2種及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種	—		6

（緩和区間の長さの基準）

第12条 緩和区間の長さは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値（条例第19条第2項の規定によるすり付けに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すり付けに必要な長さ）以上とする。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距の基準）

第13条 視距は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

（縦断勾配の基準）

第14条 車道の縦断勾配は、次の表の第1欄に掲げる道路の区分及び同表の第2欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の第3欄に掲げる値以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の第4欄に掲げる値以下とすることができる。

道路の区分		道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	ただし書の規定を適用する場合の縦断勾配（単位 パーセント）
第1種、第2種及び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
	小型道路	20	9	12
		100	4	6
		80	7	—
		60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
第4種	普通道路	30	11	—
		20	12	—
		60	5	7
		50	6	8
	小型道路	40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
		60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—

（登坂車線の幅員の基準）

第15条 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

（縦断曲線の半径等の基準）

第16条 縦断曲線の半径は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度及び同表の中欄に掲げる縦断曲線の曲線形に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（単位 メートル）
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

2 縦断曲線の長さは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（横断勾配の基準）

第17条 条例第25条第1項の規則で定める値は、次の表の左欄に掲げる路面の種類に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
条例第24条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 条例第25条第2項の規則で定める値は、2パーセントとする。

（合成勾配の基準）

第18条 合成勾配は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

道路の設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、8パーセント以下とする。

(屈折車線等を設ける場合の車線の幅員の基準)

第19条 条例第28条第3項の幅員は、第2条第3項の規定にかかわらず、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

2 条例第28条第4項の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とする。

(鉄道と平面で交差する場合の道路の構造の基準)

第20条 条例第30条の道路は、次の各号のいずれにも該当する構造とする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、次の表の左欄に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度(単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所の設置の基準)

第21条 条例第31条の待避所は、次の各号のいずれにも該当するよう設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員の基準)

第22条 条例第42条第1項の規則で定める値は、0.5メートルとする。

2 自転車専用道路の幅員は、3メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

3 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とする。

(歩行者専用道路の幅員の基準)

第23条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。